

令和4年第3回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年3月11日（金） 午前9時30分～午前10時10分
場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：中川 光春	3番：田口 昭広	4番：小島 政文
5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一	7番：塚本 壽
8番：山田 和治	10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

2番：道園 浩二	9番：寺本 真理子
----------	-----------

○農地利用最適推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	3番：松岡 哲治	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子	10番：小崎 良一	11番：木川 保
12番：一川 清	13番：西村 隆	14番：草野 義雄
15番：淵上 米作		

（欠席：2名）

2番：牧 正徳	9番：藤井 雅史
---------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：山川 茂夫	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第5号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第2	報告第6号	農地法第5条の規定による許可申請書の取り下げ願いについて
日程第3	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第9号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、2番の〇〇委員、9番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、5番の〇〇委員、6番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第5号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。 農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 これは、町などの地方公共団体が設置する道路・河川・その他の施設の敷地に供するために取得する場合は、農地法第5条の許可不要転用となります。 所有権移転の部1番から3番は全て、芦北町の収用による許可不要の転用になりますので、まとめて説明します。 土地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、町道の災害復旧事業用地としての転用になります。 町道路線名については、記載のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第5号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第5号については、これで終わります。 次に、報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請書の取り下げ願について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。

	報告第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の取り下げ願いについて。 農地法第 5 条の規定による許可の申請取り下げ願いが下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番から議案書 3 ページの 1 4 番まで、転用目的及び譲受人が同一ですので、まとめて説明します。 土地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、堆積土砂の仮置場です。 取り下げの理由は、申請人の事情変更により取り下げられるものです。具体的には、他法令の許可証明が必要で、今回の場合は林地開発許可が見込まれなかったことです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 6 号について、質疑ありませんか。 … 7 番、〇〇委員。
〇〇委員	今の説明の中で、何の許可か聞き取れなかったので、もう一度お願いします。
事務局	林地開発許可といいまして、今回の場合は農地転用の許可だけでなく、全体的に埋め上げる計画となっていることから、ある程度の面積を超えた場合に林地開発の許可が必要となっております。県の部署と協議を進める中で、林地開発の許可が令和 4 年 1 2 月になると見込まれることから、そこまで先送りする場合は、農地法の許可申請についても一度取り下げる必要があるということで、今回取り下げることになりました。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 6 号については、これで終わります。 次に、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会

の議決を求めるものです。

所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小田浦地区の志水バス停の南西側、約 1 3 0 m の場所になります。現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で譲り受けた後は、畑として適正に管理するということでした。

総会資料の 2 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住しており耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、譲受し畑として耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番及び 3 番については、申請地が隣接しており譲受人も同一のため、まとめて説明します。

申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小田浦地区の志水バス停の北西側、約 1 4 0 m の場所になります。現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で譲り受けた後は、2 筆をまとめて、適正に管理するということでした。

総会資料の 4 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢かつ県外居住で耕作管理できないため、譲渡する。譲受人は、譲受後、集約し耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。議案書は 5 ページになります。

4 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、

記載のとおりです。

総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、田浦阿蘇神社の南側、約 80 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが譲り受けた後は、自己保有農地と一体的に整地し、適正に管理するということでした。

総会資料の 6 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり、譲渡する。譲受人は、譲受し自己保有農地と申請地の間にある水路を整備し、適正に管理する。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

5 番から 7 番については、申請地が隣接しており、譲受人も同一のため、まとめて説明します。

申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 7 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、大野小学校の南西側、約 1.8 km の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で譲り受けた後は、畑として適正に管理するということでした。

総会資料の 8 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり、譲渡する。譲受人は、譲受後、将来的に営農型発電設備を設置し、施設の下ではシイタケやカボチャ等を作付けし、耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

8 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、

	記載のとおりです。 総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、内野小学校の東側、約 3 0 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で譲り受けた後は、自己保有農地と一体的に適正管理するということでした。 総会資料の 1 0 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住しており耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、養蜂業を営んでおり、譲受後、自己保有農地を含めて整地し、風の影響を受けにくい場所であることから、蜂の交尾場所として活用する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 9 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町役場の南西側、約 8 5 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で譲り受けた後は、隣接する自己保有農地と一体的に適正管理するということでした。 総会資料の 1 2 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、日当たりが悪い農地であるため、シイタケ栽培等を行い、適正に管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	所有権移転の部 1 番から 3 番の案件をまとめて、1 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	3 月 4 日に現地確認に行きました。 事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	4 番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。 説明のあったとおり、問題ないと思います。よろしくお願いします。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	譲受人には後継者もいらっしゃいますので、しっかり管理されると思います。よろしくお願いします。
議長	5 番から 7 番の案件をまとめて、5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	3 月 4 日に〇〇推進委員、事務局と現地を見ました。 問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が言われたとおり、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	8 番の案件を 10 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	先ほど、事務局から詳しく説明があったとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員と事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	9 番の案件は担当委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	先ほど説明しましたとおり、申請地周辺に譲受人の所有農地がありまして、色々な作物をつくっておられるので、申請地においても、適正に管理されるということでしたので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 7 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 8 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。 9 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、9 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名について

ては、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の 13 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小崎公民館の北側、約 200 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の周囲に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の 14 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水は合併浄化槽により、既存水路へ放流する計画となっています。

また、申請地の面積は 564 m² ですが、配置図にあるとおり、既存水路橋からの進入路等、約 70 m² が転用できない用地になるため、個人住宅用地としては、約 500 m² になります。

総会資料の 15 ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約 7.5 ha です。

総会資料の 16 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、令和 2 年 7 月豪雨により自宅が被災し、現在は仮設住宅に暮らしており、生活再建のために新たに住宅を建設することから、今回申請するもの」です。

代替性については、土砂崩れのあった山側を避けた用地として、条件を満たす土地はなかったため、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、農家住宅です。

総会資料の 17 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、百木公民館の西側、約 250 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の周囲に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の 18 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

	排水は、合併浄化槽により、既存水路へ放流する計画となっています。 また、申請地の面積は1,368㎡ですが、配置図にあるとおり、法面等の約500㎡が転用できない用地となるため、農家住宅としては約860㎡になります。 総会資料の19ページをお願いします。 農地区分図ですが、農地の広がりとは斜線部分の約1.8haとなります。 また、申請地は令和2年10月に農振農用地区域から除外されています。 総会資料の20ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、申請地付近で酪農業を営んでおり、新たに住宅を建設するため、今回申請するもの」です。 代替性については、今回は親子間での贈与であり、申請地以外で条件を満たす土地はなかったため、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	4日に〇〇委員、事務局と現地に行きました。 事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	2番の案件を4番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	4日に事務局、〇〇推進委員と確認しました。 親子間での贈与になりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局及び〇〇委員から説明のあったとおりです。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第8号について、質疑ありませんか。

	…7番、〇〇委員。
〇〇委員	1番の案件に関連して、高齢化により農地を維持できなくなっているのが現状ですが、これから先、耕作者が減少するにあたって、区画整理されていますが、大型の機械が入れるような整備をしないといけないように思います。第1種農地、第2種農地と区分はされておりますけれども、これがナンセンスな状態になりつつあるのではないかと。農地を広くとれる場所は、なるべく変わらないように、大規模経営ができるような状態の手助けというのを頭において、審議をした方が良いのではないかと思います。
議長	…〇〇推進委員。
〇〇推進委員	1番の案件につきましては、令和2年7月豪雨の被害により、自宅近くに土地がなかったため、どうしても仕方のない状況です。
〇〇委員	従来の建物というのは、山の付け根や日当たりの良い場所で、土砂崩れ等の災害の危険はあまり考慮されていなかったのではないかと思います。 今回の件は違いますけれども、農地の真ん中に宅地等を建てると再整備は不可能というか、生産性が落ちて支障が出てくるのではないかと思いますので、そのようなことを念頭に置いて、許可をすることが必要だと思います。
事務局	〇〇推進委員の話と重複するところがありますが、今回の件につきましては、豪雨の影響もありまして、家を建てたいと農業委員会の方に相談がっております。〇〇委員が言われたとおり、農地の中に建てて良いかとお尋ねがありますけれども、転用しても問題ない、大丈夫だろうという場所を相談者には説明しているところでございます。私たちとしても農地を守ることが第一ですので、それをクリアした分については、転用できますとアドバイスさせていただいております。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。2番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 9 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 9 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 8 ページをお願いします。 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 使用賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第9号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	賃借料等が現金の場合は、価格を考慮した方が良いのではないかと。物納の場合は、それなりに価値が下がれば価値が下がったで済みますが、米の価格が下がった時には、生産者にとっての負担が増えるのではないかと今年は特に感じております。
議長	今年は米の消費も価格も大幅に下がっている状況でございます。最終的には本人同士でお互いに話し合うわけですが、農業委員会としても状況を見ながらアドバイス等を行いたいと思います。 他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番については、〇〇推進委員が関係しておりますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。 （〇〇推進委員、一時退席） お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 〇〇推進委員に入室をお願いします。 （〇〇推進委員、着席） これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
--	--